十和田八幡平国立公園(八幡平地域)区域及び公園計画図(その1)

昭和11年2月1日	内務省告示第31号	区域の指定(十和田国立公園)
昭和31年7月10日	厚生省告示第180・182号	区域(八幡平地域)の追加及び特別地域の指定(十和田八幡平国立公園に改称)
昭和43年5月1日	厚生省告示第201号	特別保護地区の指定
昭和46年11月13日	環境庁告示第41号	汚水又は廃水の排出規制湖沼等の指定
昭和56年3月23日	環境庁告示第34号	採取等規制植物の指定
平成2年12月1日	環境庁告示第101号	車馬等乗入れ規制区域の指定
平成12年10月19日	環境庁告示第72～74号	区域及び特別地域の一部変更
平成28年2月22日	環境省告示第17・18号	区域及び公園計画再検討

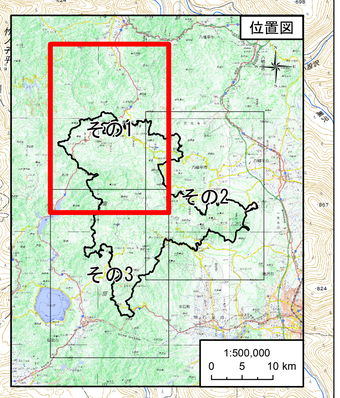
保護規制計画凡例

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 乗入れ規制区域
- 汚水又は廃水の排出規制区域

利用施設計画凡例

- 集団施設地区
- 園地
- 宿舎
- 避難小屋
- 休憩所
- 展望施設
- 野営場
- スキー場
- 駐車場
- 給水施設
- 車道
- 歩道
- 運輸施設(索道)

位置図



大館市 鹿角市 仙北市 八幡平市

東北地方環境事務所

1:25,000
0 5 km

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 及び電子地形図 20 万を複製したものである。(承認番号 平 27 情複、第 450 号)」